

職員の懲戒処分について

伊都消防組合における不祥事について、次のとおり懲戒処分を行いました。

職員の非違行為に対しましては、これまでも厳正に対処してきたところでございますが、今後も、今まで以上に不祥事の再発を防止するため、職員の服務規律の確保に、より一層努めてまいります。深く反省しますとともに、大変申し訳なく、心からお詫びを申し上げます。

1 処分日

令和元年12月9日

2 被処分者

伊都消防組合消防本部 消防司令補（50歳 男性）

3 処分の内容

懲戒処分 停職6月

4 概要及び処分理由

当該職員は、令和元年10月28日に飲食店で飲酒の後、代行運転で飲食店から出るが自宅近くの駐車場から自家用車を運転し、反射灯と電柱、住宅の門扉へ衝突する物損事故を起こした。同日20時49分、駆け付けた警察官に呼気検査を受けたところ、呼気1リットルあたり0.76mgのアルコールを検出、道路交通法違反（酒気帯び運転等）で現行犯逮捕され、令和元年12月3日、酒気帯び運転の罪で罰金50万円の略式命令を受けました。

全体の奉仕者としてふさわしくない行為であり、今後このようなことのないよう強く自覚と反省を求めるため、地方公務員法第29条第1項の規定により、停職処分としたものであります。

5 管理監督責任

上記職員の懲戒処分に伴い、部下職員に対する管理監督責任として次の処分を行いました。

消防本部	消防長	訓告
	消防次長	戒告
	総務課長	減給10分の1 1月

6 再発防止策について

職員に対し、今回の事案を職員全体の問題として強く自覚し、今後このようなことを起こすことのないよう、交通法規の遵守及び自動車事故の防止について、改めて指導徹底を図ってまいります。